

館山市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和8年2月6日(金) 15時00分～15時35分
2. 開催場所 館山市役所本館2階会議室
3. 出席委員 (9人)

会長	8番	杉田恒雄
会長職務代理者	2番	中村保宏
	1番	尾形玲子
	3番	北見富夫
	4番	山川みき子
	5番	寺田哲雄
	6番	前田 雄俊
	7番	小田喜承示
	9番	山崎日吉
4. 議事録署名委員の指名
5. 議事日程

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について

報告事項	第1号	農用地利用集積等促進計画案への意見について
報告事項	第2号	農用地利用集積等促進計画の認可について
報告事項	第3号	農地移動適正化あっせんの申出について
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	中山 哲也
副局長・農地係長事務取扱	獅子田 正臣
副主幹	山口 徳康
主事	和 穎 玲

7. 会議概要

議 長

ただいまから、令和8年第2回館山市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は9名です。よって総会は成立することを宣言いたします。

なお、館山市農業委員会会議規則第14条の規定により、委員会の会議を公開といたします。

次に館山市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員について、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり。)

それでは、1番 尾形委員、2番 中村委員 をお願いします。

なお、農地法第5条申請等に基づき、担当地区における現地調査を実施した農地利用最適化推進委員に、現地調査に基づく意見を述べてもらいます。

これから議事に入りますが、質問等ある農業委員は挙手して議席番号を言ってから簡潔明瞭をお願いします。

なお、携帯電話はマナーモードをお願いします。

はじめに、議事日程第1議案第1号 「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の1ページから4ページ、整理番号1から11について審議します。

事務局より説明をお願いします。

主 事

資料の1ページ、整理番号1 所在地は伊戸 松葉 1234番、登記地目、現況地目、共に田で面積380㎡の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、川崎市にお住まいの45歳の方、譲受人は市内伊戸にお住いの34歳の方です。

事由としては、譲渡人は農業経営規模縮小のため譲り渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け、みかんを栽培し、新規就農したいとのこと。

整理番号2 所在地は東長田 駒込 182番、登記地目、現況地目、共に畑で面積175㎡の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内東長田にお住いの83歳の方、譲受人も市内東長田にお住いの69歳の方です。

事由としては、譲渡人は管理できないため譲り渡します。

譲受人は、この農地を譲り受け、キュウリ、ナス、ピーマン等を栽培し、農業経営規模を拡大したいとのことです。

議長

整理番号3 この案件は上野推進委員に関する案件です。農業委員会法第31条の規定による議事参与の制限に当たりますので、上野推進委員には退席をお願いいたします。

上野委員退席により暫時休憩といたします。

(上野推進委員、退席)

休憩前に引き続き会議を再開いたします。
それでは、事務局より説明をお願いします。

主事

整理番号3 所在地は山本 引田 39番、登記地目、現況地目、共に田で面積2,985㎡の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、佐倉市にお住いの64歳の方、譲受人は市内上野原にお住いの72歳の方です。

事由としては、譲渡人は遠方のため譲り渡します。

譲受人は、この農地を譲り受け、水稻を栽培し、農業経営規模を拡大したいとのことです。

整理番号4 所在地は大井 御狩谷 899番 外5筆、登記地目、現況地目、共に畑で合計面積2,156㎡の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内大井にお住いの63歳の方、譲受人は市内沼の法人です。

事由としては、譲渡人は維持管理が出来ないため譲り渡します。

譲受人は、この農地を譲り受け、モリンガ等を栽培し、農業経営規模を拡大したいとのことです。

整理番号5 所在地は大井 御狩谷 903番 外11筆、登記地目、現況地目、共に畑で合計面積3,947㎡の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内大井にお住いの80歳の方、譲受人は市内沼の法人です。

事由としては、農地の集約化のため譲り渡します。

譲受人は、この農地を譲り受け、農地を集約化し、農業経営規模を拡大したいとのことです。

整理番号6 所在地は大井 吉田 1043番、登記地目、現況地目、共に畑で面積783㎡の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内大井にお住いの 74 歳の方、譲受人は市内沼の法人です。

事由としては、農地の維持管理が出来ないため譲り渡します。

譲受人は、この農地を譲り受け、農地を集約化し、農業経営規模を拡大したいとのことです。

整理番号 7 所在地は大井 御狩谷 898 番 外 4 筆、登記地目、現況地目、共に畑で合計面積 1,793 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内大井にお住いの 84 歳の方、譲受人は市内沼の法人です。

事由としては、農地の集約化のため譲り渡します。

譲受人は、この農地を譲り受け、農地を集約化し、農業経営規模を拡大したいとのことです。

整理番号 8 所在地は大井 御狩谷 895 番 外 3 筆、登記地目、現況地目、共に畑で合計面積 2,503 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内大井にお住いの 79 歳の方、譲受人は市内沼の法人です。

事由としては、農地の集約化のため譲り渡します。

譲受人は、この農地を譲り受け、農地を集約化し、農業経営規模を拡大したいとのことです。

整理番号 9 所在地は大井 吉田 1053 番、登記地目、現況地目、共に畑で面積 188 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内大井にお住いの 52 歳の方、譲受人は市内沼の法人です。

事由としては、維持管理が出来ないため譲り渡します。

譲受人は、この農地を譲り受け、農地を集約化し、農業経営規模を拡大したいとのことです。

整理番号 10 所在地は大井 御狩谷 912 番、登記地目、現況地目、共に畑で面積 300 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内大井にお住いの 56 歳の方、譲受人は市内沼の法人です。

事由としては、維持管理が出来ないため譲り渡します。

譲受人は、この農地を譲り受け、農地を集約化し、農業経営規模を拡大したいとのことです。

整理番号 11 所在地は大井 吉田 1027 番 外 4 筆、登記地目、現況地目、共に畑で合計面積 2,391 m²の売買による所有権移転の案件で

議 長

す。

譲渡人は、市内大井にお住いの 93 歳の方、譲受人は市内沼の法人です。

事由としては、農地の集約化のため譲り渡します。

譲受人は、この農地を譲り受け、農地を集約化し、農業経営規模を拡大したいとのことです。

以上、全ての案件において、申請書等に記載の内容が当該基準に適合するかどうか検討した結果を説明します。

まず、第 2 項第 1 号関係では、申請書により、取得後、耕作することが見込めますので、該当しません。

次に、第 2 項第 4 号関係では、申請書から従事日数は 150 日を超えており、該当しません。

また、第 2 項第 6 号関係では、その利用にあたり、支障となるようなことは認められず、該当しません。

よって、「許可」と判断します。

説明は以上です。

説明が終わりました。

質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですのでお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可とする者全員と認め、「許可」と決定いたします。

上野推進委員、入室により暫時、会議を休憩といたします。

(上野推進委員、着席)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

つづきまして、議事日程第 2 議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の 5 ページ、整理番号 1 について審議します。

事務局より、説明をお願いします。

主 事

資料5 ページ、整理番号1 所在地は 北条正木 下ノ原 716 番 2 外 1 筆、登記地目、現況地目、共に田で合計面積 1,225 m²の案件です。

申請人は静岡県田方郡にお住いの方です。

転用の事由及び施設は、申請地横に位置する複数の商店で従業員用の駐車場が不足しており、商店から駐車場として貸してほしいと、依頼を受けたためです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地域内にある農地以外の農地であって、集団的に存在している農地であると認められますので、第1種農地と判断されます。

第1種農地は原則、転用できませんが、住宅等で集落に接続して設置されるものは許可できることとなっていることから、それに該当すると判断されます。

農地法第4条第2項第3号による必要な資力及び信用の有無については、申請者の残高証明書若しくは融資見込証明書が添付されており、有りと判断します。

農地法第4条第2項第4号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

農地法第4条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後直ちに工事着手し、令和8年3月31日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

よって「許可相当」と判断します。

議 長

説明が終わりました。

整理番号1については、貸駐車場の申請になります。
1番委員、ご意見等ございますか。

担当委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長

その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですので、お諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を

求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。
(挙手全員)

許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第3 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の6ページから7ページ、整理番号1から6について審議します。

事務局より、説明をお願いします。

主 事

整理番号1 所在地は那古 和ラ田 360 番 外1筆、登記地目、現況地目、共に田で、合計面積770㎡の売買による所有権移転の案件です。

申請人は福井県福井市の法人です。

転用の事由及び施設は、売電事業を営んでおり、太陽光パネルを設置して収益を得たいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第3号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和8年4月1日に工事着手し、令和8年7月31日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号2 所在地は那古 和ラ田 369 番1 外2筆、登記地目、現況地目、共に田で合計面積1,478㎡の売買による所有権移転の案件です。

申請人は福井県福井市の法人です。

転用の事由及び施設は、売電事業を営んでおり、太陽光パネルを設置して収益を得たいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第3号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和8年4月1日に工事着手し、令和8年7月31日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号3 所在地は那古 和ラ田 367 番、登記地目、現況地目、共に田で面積1,454㎡の売買による所有権移転の案件です。

申請人は福井県福井市の法人です。

転用の事由及び施設は、売電事業を営んでおり、太陽光パネルを設置して収益を得たいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第3号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和8年4月1日に工事着手し、令和8年7月31日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号4 所在地は那古 藤ノ木 221番1外2筆、登記地目、現況地目、共に田で合計面積653.74㎡の売買による所有権移転の案件です。

申請人は福井県福井市の法人です。

転用の事由及び施設は、売電事業を営んでおり、太陽光パネルを設置して収益を得たいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第3号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和8年4月1日に工事着手し、令和8年7月31日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号5 所在地は那古 和ラ田 358番6、登記地目、現況地目、共に田で面積314㎡の売買による所有権移転の案件です。

申請人は市内沼にお住まいの方です。

転用の事由及び施設は、実家の隣の申請地に専用住宅を建設したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第3号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和8年3月11日に工事着手し、令和8年9月30日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号6 所在地は八幡 小松原 780番外1筆、合計面積943㎡の売買による所有権移転の案件です。

申請人は浦安市の法人です。

転用の事由及び施設は、共同住宅を建設し、家賃収入を得たいとの

ことです。

農地の区分について説明します。この農地は用途地域内にある農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第3種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第3号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和8年3月1日に工事着手し、令和8年12月31日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

以上、全ての案件について、農地法第5条第2項第3号による必要な資力及び信用の有無については、申請者の残高証明書若しくは融資見込証明書が添付されており、有りだと判断します。

農地法第5条第2項第4号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

よって「許可相当」と判断します。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

整理番号1～4については、太陽光発電施設を建設するための申請になります。

1番委員、ご意見等ございますか。

担当委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

もう一人の推進委員は本日欠席しておりますが、何か意見等を聞いていますか。

担当推進委員

特に問題ないと伺っています。

議長

整理番号5については、専用住宅を建設するための申請になります。

1番委員、ご意見等ございますか。

担当委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長

もう一人の推進委員は本日欠席しておりますが、何か意見等を聞いていますか。

担当推進委員

特に問題ないと伺っています。

議 長

整理番号 6 については、共同住宅を建設するための申請になります。

1 番委員、ご意見等ございますか。

担当委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長

その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですので、一括してお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。

つづきまして、報告事項第 1 号「農用地利用集積等促進計画案への意見について」を報告します。

資料の 8 から 18 ページ、整理番号 1 から 18 について、事務局より説明をお願いします。

副 主 幹

まず、「農用地利用集積等促進計画」についてですが、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、農地中間管理事業を利用する場合は、この「農用地利用集積等促進計画」を定めなければならない、この計画を定めたときは、農業委員会に意見を聴かななければならないとされています。

今回、意見照会のあった促進計画案は、資料の 11 から 13 ページは、地域計画内での貸し借りで 17 件、資料の 14 ページは、地域計画外での貸し借りで 1 件、合計 18 件です。農業委員会は、促進計画案に対する意見とともに、借受人の農家要件等を確認します。

農家要件等を確認する借受人は、資料の 16 から 18 ページのチェックリストにありますように、個人 8 件、法人 1 件です。確認する要件は、「その者が権利設定を受ける農用地の全てを効率的に利用するか」、「農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれるか」です。

事務局において、各要件を満たしていることを確認し、計画案に対する意見なしとして、資料 15 ページのとおり回答しました。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。何か不明な点がありますか。

無いようですので、第 1 号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第 2 号「農用地利用集積等促進計画の認可について」を報告します。

資料の 19 から 24 ページ、整理番号 1 から 30 について、事務局より説明をお願いします。

副主幹

今回の案件は、市から農業委員会に意見照会のあった促進計画案について、事務局で農家要件等を確認し、「計画案に対する意見なし」として回答したことを、9 月の総会と 10 月の総会で皆様にご報告した案件です。整理番号 1 から 9 については、令和 7 年 12 月 24 日付けで、整理番号 10 から 30 は、令和 8 年 1 月 5 日付けで、県知事から正式に認可がおりたと通知がありましたので、ご報告します。

各案件の説明については、時間の都合により割愛させていただきます。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。何か不明な点がありますか。

無いようですので、第 2 号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第 3 号「農地移動適正化あっせんの申出について」を報告します。

資料の 25 ページ、整理番号 1 について、事務局より説明をお願いします。

主 事

整理番号 1 所在地は 広瀬 堀間 1585 番 1 外 4 筆、合計面積 12,441 m²です。

申出者は市内広瀬にお住まいの方です。

申出理由は、後継者がいないため売却したいとのことです。

説明は以上です。

議 長

説明のとおり、あっせんの申し出がありましたので、あっせん委員を 2 名指名します。

あっせん委員については、担当地区の農地利用最適化推進委員 2 名にお願いすることになっております。

整理番号 1 について、館野地区ですので、井上推進委員と龍崎推進委員をお願いします。

何か、不明な点はありますか。

無いようですので、第 3 号の報告を終わります。

以上で、第 2 回 館山市農業委員会総会を閉会いたします。
皆様、ご苦労様でした。

閉 会

15 時 35 分

農業委員会等に関する法律第 27 条の規定により署名する。

館山市農業委員会会長

杉田 恒雄

館山市農業委員会委員

滝形 玲子

館山市農業委員会委員

中村 保宏